

会議録

件名	令和4年度第1回宇治市指定管理者候補者選定委員会
日時	令和4年4月21日（木曜日） 午後4時
場所	宇治市本庁舎7階 703会議室
出席者	宮澤委員長 赤井委員 椎名委員 事務局職員 計14名
会議内容	
<p>◇説明・議事</p> <p>※会議の冒頭、委員長から、本委員会および今年度開催予定の委員会の公開・非公開については非公開で開催する旨提案があり、了承された。</p> <p>(1) 令和4年度末に指定管理期間が終了する公の施設の次期指定管理者選定方針（案）について事務局から令和4年度末に指定管理期間が終了する公の施設の次期指定管理者選定方針（案）について説明があり、次の通り質疑があった。</p> <p>(委員) 宇治市市営茶室は開設されてどれくらいになるか。</p> <p>(事務局) 昭和32年に開設し、当初から宇治市観光協会が管理にあたっている。平成18年から指定管理者制度導入に合わせて、宇治市観光協会を指定管理者とし、現在に至る。</p> <p>(委員) 資料3において、「本市のように複数の観光案内施設を有する場合」とあるが、宇治市における「複数の観光案内施設」とはどの施設を指すのか。</p> <p>(事務局) 宇治市観光センター及びJR宇治駅前と、京阪宇治駅前と、近鉄大久保駅前にある各観光案内所のことを指している。</p> <p>(委員長) 宇治市市営茶室と宇治市観光センターについて、現在の指定管理期間を3年間の暫定期間としたのはどのような経過であったか。また、次期指定管理者を非公募で選定するとなった場合でも、次期指定管理期間は暫定期間3年間とはせずに5年間とするのか。</p> <p>(事務局) 令和元年度の本委員会において、指定管理者の募集を公募により実施することを基本としつつ、特殊性のある施設の募集については、指定管理期間を暫定期間3年間とし非公募による選</p>	

定を行い、暫定期間中に公募の可能性についての調査を行い、次期選定方針を決める際に改めて募集方法を検討する旨、選定方針（案）として事務局より提案し承認いただいたという経過である。

宇治市の指定管理者に関する指針において、新規に指定管理施設とする場合を除き、5年間を基本の指定管理期間として記載している事。公募の可能性についての調査の結果、この間、宇治市観光センターと宇治市市営茶室が一体的に運営できており、また、宇治市観光協会が市内の観光振興の取り組みを進めていく唯一の団体であり、主要な鉄道の駅前にある観光案内所と観光の中心地に存する宇治市観光センターと宇治市市営茶室を今後も一体的に運営していく必要があると事務局としては考えている。

それらを踏まえて、次期指定管理期間については暫定期間として3年間とするのではなく、5年間を指定管理期間としつつ非公募にて選定を行うのが事務局案である。

(委員) JR宇治駅前と、京阪宇治駅前と、近鉄大久保駅前にある各観光案内所はどこかの所有か。

(事務局) 施設そのものは宇治市の所有である。JR宇治駅前の観光案内所は宇治市の公共施設である。近鉄大久保駅前の観光案内所は近鉄から土地を借り、建物は市の財産として設置している。京阪宇治駅前の観光案内所は、京阪宇治駅の建物を、お茶の京都DMOの事務局と宇治市とで一緒に借り、観光案内機能をそこに設けている。観光案内所は公の施設として条例に規定していないため、指定管理ではなく、観光案内業務の委託を宇治市観光協会に行い委託料を支払っている。

(委員長) 他に質問等がなければ、原案通り、指定単位は宇治市市営茶室と宇治市観光センターの両施設を1単位、16か所ある自転車等駐車を9か所と7か所でそれぞれ1単位とし、市営茶室と観光センターは非公募、各自転車等駐車場は公募、全て利用料金制度を導入しない、ということを決定したいが、それでよろしいか。

特に意見はなく、原案通り承認された。

◇今後のスケジュールについて、事務局から説明があり、特に質疑はなかった。